（前のページより続き）
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、教育職員免許状失効取消し、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四七
会社その他　五〇
会社決算公告　五三

省令

財務省、厚生労働省、○農林水産省、経済産業省、環境省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三五
一〇〇分の四〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二〇
一〇〇分の三〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の七五	一〇〇分の七〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の六五	一〇〇分の三五
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五

別表第三中

「

一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の四〇	一〇〇分の五	一〇〇分の三五	一〇〇分の三〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二五	一〇〇分の一五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の四〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の六〇	一〇〇分の五	一〇〇分の一五	一〇〇分の五〇

」

を

「

一〇〇分の一五	一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の五〇	一〇〇分の五	一〇〇分の四〇	一〇〇分の二五	一〇〇分の五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二五	一〇〇分の一五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の三五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の六〇	一〇〇分の五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の四五

」

に改める。

別表第三の二中

「

一〇〇分の三〇	一〇〇分の三五

」

を

「

一〇〇分の三五	一〇〇分の四五

」

に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

環境大臣　石原　伸晃

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の一五	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の五

」

を

「

一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の一五	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の五	一〇〇分の五	一〇〇分の五

」

に改める。